



令和3年度農山漁村振興交付金 農福連携の推進

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

詳細はYouTubeで
ご確認ください



目 次

- 農山漁村振興交付金（農福連携対策） 1
- 農福連携支援事業（ソフト対策）及び
農福連携整備事業（ハード対策）の概要 2
- 農福連携支援事業（ソフト対策）の紹介 3
- 農福連携整備事業（ハード対策）の紹介① 4
- 農福連携整備事業（ハード対策）の紹介② 5

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- **都道府県が行う**地域での普及啓発や**専門人材の育成**を支援

農福連携の取組

自ら農福連携を実践する団体

- 障害者等を雇用する農業法人
- 農業経営を行う福祉事業所
- 農作業を福祉事業所に依頼する農業法人
- 農作業を請負っている福祉事業所等



【事業実施主体】

農業法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、地域協議会※、民間企業

※地域協議会の構成員に市町村を含むこと
 ※※個人に対する助成はできません※※

・課題の把握
 ・事例の蓄積

・普及啓発
 ・専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

実践団体への支援

都道府県への支援

＜ソフト対策＞

技術習得や分業体制の構築

農福連携支援事業	作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組に必要な経費を支援 ○専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等 ○分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成 注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成の対象外です。	事業実施期間：2年間 (+自主取組：1年間) 交付率等：定額 上限：150万円/年 300万円/年※ (マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算)
----------	---	--

※ 農福連携整備事業（ハード対策）の「農業経営支援型」を実施する場合。

＜ハード対策＞

農林水産物生産施設等の整備 ※原則、農福連携支援事業（ソフト対策）と併せ行うこと

農福連携整備事業	農福・林福・水福連携推進のため、障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした 農林水産物生産施設 、 農林水産物加工販売施設 ※1または付帯施設（休憩所、衛生設備、安全設備等）の整備	事業実施期間：2年以内 交付率等：1/2 上限：下記のとおり※2
----------	---	--

※1 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。
 ※2 簡易整備型（200万円）、介護・機能維持型（400万円）、高度営農支援型（1,000万円）、農業経営支援型（2,500万円）

＜ソフト対策＞

地域に根ざした普及啓発・農福連携を支援する人材の育成

都道府県支援事業	・農業者や福祉事業所を対象とした普及啓発※1の取組 ・農業現場における障害者の雇用・就労に関して農業者、障害者就労施設の指導員、障害者本人に対し障害特性を踏まえた具体的な実践手法等をアドバイスする 専門人材（農福連携技術支援者） ※2等の育成 ・障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）の育成	事業実施期間：1年間 交付率等：定額 上限：500万円/年 ※1：普及啓発の取組はR2年度事業で未実施の都道府県かつR3に限る
----------	--	--

※2 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

○ このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進。

【本事業の対象となる障害者等】

- ・ 18歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病にある者
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業による就労に向けた支援計画が作成されている生活困窮者
- ・ 要介護認定を受けた高齢者

農福連携支援事業(ソフト対策)及び農福連携整備事業(ハード対策)の概要

○ 農福連携支援事業(ソフト対策)

※ 原則、併せ行う

○ 農福連携整備事業(ハード対策)

ただし、以下に該当する場合は
ソフト対策単独での実施が可能

障害者、生活困窮者、高齢者が
農林水産業や関連事業に従事する
ための“場”が既に確保されている。

例1 農福連携の取組を行うほ場や農林
水産物生産施設、加工・販売施設を有
している。

例2 施設外就労の受入れ先が確保され
ている。

【事業実施主体】

- ・ 農業法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ 民間企業
- ・ 地域協議会※



《個人への支援はできません》

地域協議会とは・・・

市町村を構成員に含み、以下の内容を
定めた規約等に各構成員が同意してい
る団体。

- ①目的、②構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、③意思決定方法、④解散した場合の地位の継承者、⑤事務処理及び会計処理の方法、⑥会計及び監査の方法、⑦その他運営に関して必要な事項

農福連携支援事業(ソフト対策)の紹介

【対象になる取組の例】

- 生産技術、加工技術の習得のための研修



- 先進的な団体の視察



【実施期間】

- 助成期間:最初の2年間まで
 - 自主取組:最後の1年間(目標年)
- あわせて、**3年間の計画に基づいて実施**

【交付率及び助成額】

- 定額補助
 - 上限150万円/年
- ※1 農福連携整備事業(ハード対策)のうち「農業経営支援型」と組み合わせる場合は、上限を300万円/年に嵩上げ
- ※2 分業体制の構築や作業マニュアル作成を行う場合は、1年目に限り40万円を上限に加算

【取組の対象者】

農林水産業の現場や農林水産物の加工・販売に携わる障害者、生活困窮者、高齢者、福祉事業所の職員等

- 分業体制の構築、作業マニュアル作成

作業	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	レベル6
1 掃除・草取り	汚れ判断・一人作業	一定作業量可	虫トラレー可			
2 トレー・コンテナ洗い	汚れ判断・一人作業	洗浄機使用可	質・量			
3 織ボール組み立て		作業手順	正確・量			
4 ちんげん菜定植		立作業	正確・量	苗の品質区別		
5 ちんげん菜収穫			刃物使用	正確・箱詰め	品質変化対応	目標収穫量
6 箱みつば下葉とり				正確作業	品質変化対応	目標量対応



- 農福連携が経営に与える影響の分析

【主な留意事項】

本事業の実施により、農林水産業及び農林水産業関連事業に従事する障害者、生活困窮者(障害者との組み合わせに限り、過半は障害者とする)または高齢者が、事業実施前から目標年度(事業着手後3年目)までに**5名以上増加**すること。

※この他にも、事業の実施に係る要件や基準があります。詳しくは、農山漁村振興交付金(農福連携対策)実施要領をご参照下さい。
農山漁村振興交付金のサイトURL(農林水産省webサイト内)
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

農福連携整備事業(ハード対策)の紹介①

簡易整備型



トイレ



休憩所

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
- 附帯施設 等
- 〔
 - ・ 休憩所
 - ・ トイレ
 - ・ 安全施設 等

【交付率及び助成額】

- 1/2以内(上限200万円)

【助成期間】

- 最大2年間

【取組の対象者】

- 障害者、生活困窮者

高度営農支援型



農林水産物処理加工施設

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
- 農林水産物加工・販売施設
- 附帯施設 等
- 〔
 - ・ 休憩所
 - ・ トイレ
 - ・ 安全施設 等

【交付率及び助成額】

- 1/2以内(上限1,000万円)

【助成期間】

- 最大2年間

【取組の対象者】

- 障害者、生活困窮者

介護・機能維持型



ビニールハウス(低コスト耐候性)



農機具庫

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
- 附帯施設 等
- 〔
 - ・ 休憩所
 - ・ トイレ
 - ・ 安全施設 等

【交付率及び助成額】

- 1/2以内(上限400万円)

【助成期間】

- 最大2年間

【取組の対象者】

- 高齢者

【主な留意事項】

- ・ 原則、**ソフト対策と併せて実施**すること。
- ・ 本事業の実施により、農林水産業及び農林水産業の関連事業に従事する障害者、生活困窮者(障害者との組み合わせに限り、過半は障害者とする)または、高齢者が、事業実施前から目標年度(事業着手後3年目)までに**5名以上増加**すること。
- ・ 費用対効果分析を行い、**投資効率が1.0以上**であること。
- ・ 農林水産物加工、販売施設を整備する場合、事業実施主体及び連携して生産を行う者が生産する農林水産物が、当該施設において加工または販売に供される農林水産物の**過半を占める**こと。

※この他にも、事業の実施に係る要件や基準があります。詳しくは、農山漁村振興交付金(農福連携対策)実施要領をご参照下さい。

農山漁村振興交付金のサイトURL(農林水産省webサイト内)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

※自走、持ち運びが可能な機械機具類は助成の対象外です。

農福連携整備事業(ハード対策)の紹介②

農業経営支援型

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
- 農林水産物加工・販売施設
- 附帯施設 等
 - ・ 休憩所
 - ・ トイレ
 - ・ 安全施設 等



ビニールハウス(低コスト耐候性)

【交付率及び助成額】

- 1/2以内
(上限2,500万円)

【助成期間】

- 最大2年間

【取組の対象者】

- 障害者、生活困窮者



採卵鶏舎(ウインドレス)



農林水産物処理加工施設



トイレ



休憩所

【主な留意事項】

- 原則、**ソフト対策と併せて実施**すること。
- 本事業の実施により、農林水産業及び農林水産業の関連事業に従事する障害者、生活困窮者(障害者との組み合わせに限り、過半は障害者とする)、高齢者が、事業実施前から目標年度(事業着手後3年目)までに**5名以上増加**すること。
- 費用対効果分析を行い、**投資効率が1.0以上**であること。
- 農林水産物加工、販売施設を整備する場合、事業実施主体及び連携して生産を行う者が生産する農林水産物が、当該施設において加工または販売に供される農林水産物の**過半を占める**こと。
- **以下のアからエの全てを満たす**こと。
 - ア 農福連携の取組を取り入れ、経営改善を積極的に進める事業計画であること(従前から農林水産業を営んでいることが前提)。
 - イ 農福連携のモデル的な取組であり、横展開に資するものであること。
 - ウ 地域の福祉団体等との連携が確実であること。
 - エ 事業開始年度から目標年度まで、毎年度、農業経営の発展のため経営分析を行うこと。

※この他にも、事業の実施に係る要件や基準があります。詳しくは、農山漁村振興交付金(農福連携対策)実施要領をご参照下さい。

農山漁村振興交付金のサイトURL(農林水産省webサイト内)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

※自走、持ち運びが可能な機械機具類は助成の対象外です。



事業メニュー・要件等詳しくは、お近くの農政局へご相談ください。

(ご相談は随時受け付けています。)

主たる事務所の所在地	連絡先	主たる事務所の所在地	連絡先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL : 03-3502-8111 (内線5448) FAX : 03-3595-6340	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL : 075-414-9161 (内線2415,2423) FAX : 075-451-3965
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL : 022-263-1111 (内線4125、4065) FAX : 022-715-8217	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL : 086-224-4511 (内線2522、2521) FAX : 086-227-6659
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL : 048-600-0600 (内線3462、3407) FAX : 048-740-0082	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL : 096-211-9111 (内線4611、4624) FAX : 096-211-9812
新潟県、富山県、石川県、 福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL : 076-263-2161 (内線3425) FAX : 076-263-0256	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL : 098-866-0031 FAX : 098-860-1194
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL : 052-201-7271 (内線2522、2519) FAX : 052-220-1681		

農福連携に関する取組事例や、各種パンフレット、マニュアルは農林水産省のWebサイトで公開しています。

農林水産省 農福連携

検索

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>